

防官秘第 2 2 3 4 5 号

令和 6 年 9 月 3 0 日

各局長 殿

大臣官房長

内部部局任期付隊員選考委員会について（通知）

標記について、防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令（平成 1 3 年防衛庁訓令第 6 4 号）第 9 条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、内部部局任期付隊員選考委員会について（防官秘第 1 1 8 0 号。2 8 . 1 . 2 6）は廃止する。

添付書類：別紙

1 設置

内部部局に内部部局任期付隊員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 構成

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長は、委員会を招集し、委員会の議事を掌理する。
- (3) 委員は、委員会に出席し、委員会の議事に参加する。
- (4) 委員長は、大臣官房秘書課長をもって充てる。
- (5) 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

ア 大臣官房秘書課人事調整官

イ 大臣官房秘書課先任部員

ウ 採用を予定している課等（防衛省本省の内部部局の内部組織に関する訓令（平成19年防衛省訓令第53号）第1条に規定する各課及び訟務管理官等をいう。）の長

- (6) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

3 審議事項

- (1) 委員会は、任期付隊員の採用候補者の選考及び委員長の指定する事項の審議を行う。
- (2) 任期付隊員の採用候補者の選考は、防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第64号）第3条第3項の規定により、防衛大臣の承認を得た採用計画に基づき行う。
- (3) 委員長は、議事を行うに当たり、審議上必要と認めたときは、委員会構成員以外の者から意見を徴することができる。

4 報告

委員長は、委員会において審議した結果を意見書として取りまとめ、大臣官房長に報告する。

5 委員会の庶務

委員会の庶務は、大臣官房秘書課において行う。